

先行政令指定都市の区名選定の方法について

自治体名	千葉市	さいたま市	静岡市	浜松市	
政令指定都市指定時人口	887,164人 (平成4年4月1日指定)	1,024,053人 (平成15年4月1日指定)	706,513人 (平成17年4月1日指定)	786,306人 (平成19年4月予定)	
区数	6	9	3	7	
選考主体	千葉市区名選定委員会 ・委員 44人 (学識経験者等32人,市議会議員6人,関係行政機関4人,市職員2人)	さいたま市区名選定委員会 ・委員 40人 (学識経験者13人,市民代表者20人,市議会議員6人,市職員1人) さいたま市区名検討市民の会 ・市民 84人(公募による)	静岡市行政区画等審議会 ・審議会 委員 29人 ・区名選考委員会 委員 12人 (審議会長が指名した審議会委員6人と市民代表6人)	浜松市行政区画等審議会 ・委員 20人 (学識経験者4人,市民12人,関係行政機関の職員4人)	
検討期間	平成3年9月21日～10月31日 (選定委員会3回)	平成14年2月21日～10月2日 (選定委員会4回,検討市民の会1回)	平成15年7月10日～16年3月24日 (審議会4回,選考委員会6回)	平成17年8月9日～平成18年3月 (予定)	
選定手法	・区名案選定方法について審議 ・区名案募集 ・市政モニター,自治会長へアンケート ・公募状況を基に選定委員で最終決定	・区名案選定方法について審議 ・区名案募集 ・検討市民の会で候補決定 ・候補に対し区名投票 ・選定委員会で最終決定	・選考の基本方針,区名の公募方法などについて審議 ・区名案募集 ・審議会での候補決定 ・候補に対し区名投票 ・最多投票数となった名称で決定	・区名案募集 ・審議会での候補決定 ・区名投票 ・審議会での最終決定	
区名案募集	募集期間	平成3年10月5日～18日 (2週間)	平成14年5月1日～24日 (3週間)	平成15年9月1日～30日 (1ヶ月)	平成17年9月5日～10月7日 (1ヶ月)
	募集対象者	・市内在住,在勤,在学者	・市内在住,在勤,在学者	・市内在住,在勤,在学者	・市内在住で小学生以上
	応募方法	・応募ハガキ(切手不要) ・専用応募用紙	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手必要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ ・郵送 ・ファックス ・Eメール
	応募数	22,910通(有効数 22,484通)	17,494通(有効数 16,557通)	8,756人(有効数 8,646人)	—
	表記	規定なし	・区名案は漢字,ひらがな,カタカナとする	・区名案は漢字,ひらがな,カタカナとする	・区名案は漢字,ひらがな,カタカナとする
	その他	・いずれの区の名称も応募可能(居住区とその他の区とで分けて集計)	・いずれの区の名称も応募可能(居住区とその他の区で分けて集計)	・いずれの区の名称も応募可能(ただし,1区で同じ名称の応募は1回とする。)	・いずれの区の名称も応募可能(ただし,1区で同じ名称の応募は1回とする。) ・同一区への応募は1通につき1点限り(多数記入の場合は無効。)
区名投票	投票期間	実施せず	平成14年8月1日～16日 (2週間)	平成16年1月15日～2月16日 (1ヶ月)	実施予定
	投票者	実施せず	・市内在住者	・市内在住,在勤,在学者 ・小学生以上	
	区名候補	実施せず	・公募の結果の上位3案と各区の特色を表した区名案の計6案(ただし,一つの区のみ計4案)	・選考委員会による審議と投票,審議会による審議の結果選考された3案(公募の結果の上位3案とせず。)	
	投票方法	実施せず	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	
	投票数	実施せず	44,511通(有効数 43,646通)	76,016人(有効数 73,406通)	
	その他	実施せず	・住んでいる区の区名を1票投票	・いずれの区の名称も応募可能(ただし,1つの区について,投票は1回限りとする。)	
	投票結果	実施せず	・投票結果を尊重しつつ,選定委員会でさらに協議して,最終的な区名案を決定する。	・最多投票数となった名称を各区の候補名称とする。	
候補基準等	基本的考え方	区の名称選定の基本的考え方 発展いちじらしい千葉市の将来の地区のイメージが表現される名称,または歴史・地理が表現される名称とする。 簡潔で親しみやすく,語調のよい名称とする。 名称の選定にあたっては,市民の意向を判断材料とする。	区名案選定にあたっての基本的な考え方等 区名公募結果などは,市民の貴重な意見であり,区名案選定にあたっての重要な判断材料として尊重すること。 各区の名称の整合性を考慮すること。 簡素で,親しみやすい名称とすること。 各区域の特色が表現される名称とすること。	選考の基本方針 行政区の名称は,区域の住民の日常生活に密接に関係するものであるため,住民に親しみやすく,愛着のもてるものであるとともに,各区のそれぞれの特色を表現し,本市の魅力を外に広く周知するものであることに留意するものとする。 また,行政区は,市域全体の均衡ある発展を目指していくうえで,極めて重要な役割をもつものであるため,その名称の決定にあたっては,広範な市民の意見を聴取し,市民の参画意識を促すことに留意するものとする。	未定
	提示時期	区名案募集時	区名案募集時	—	
	その他	第2回選定委員会での区名選定時 方位を用いた名称は他市にも多く,各区に重複して応募があるなどの理由から採用しない。	—	—	—